

資料2 委員意見等の概要

全般

自主管理を徹底するのであれば、機関の長の責任を明確にすべき
データが得られ、実験の目的を達した場合には速やかに動物を安楽死させるなどのエンドポイントの考え方に触れるべき
実験を終えるというところが、実験の適正化と実験動物の福祉のボーダーの問題なら取り上げるべき
動物実験の適正化について、ある程度踏み込んだ改定とすべき
機関内の自主管理の枠組みの他に、この基準を徹底させる方法についても検討すべき

第1 一般原則

実験動物委員会については、中小のブリーダーでは設置できない場合があるため、委員会の機能を明記することにより、当該機能が整備されるようにすべき

第2 定義

第3 共通基準

危害等の防止に関する事項は、特定動物に限らず、逸走等を防止できるものとするべき

「異種又は複数の動物の飼養又は保管する場合の組み合わせの配慮」については一律に決めるべきでなく、各機関が判断することとすべき

事後措置について、頸椎脱臼は現在では国際的に条件付きの推奨なので、表現を見直すべき

病気になった動物を治療するなど治療行為に触れるべき

第4 個別基準

実験動物生産施設について、どの部分が適用されるのかわかりやすく整理すべき

実験に使用されずに殺処分される動物を減らすことは大切であり、生産者と実

験実施者が考えるべき共通の課題とすべき

幼齢、老齢動物の繁殖使用制限については、自然交配に限れば問題ないが、体外受精・胚移植等で繁殖させる疾患モデル動物等もあるので、考慮すべき

参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

全般

「実験動物」は、生涯飼育することなく動物の生命を犠牲にして人の生活や健康維持に役立つことから、家庭動物や展示動物とは異なる。よって特有な事項の差別化を図り、「産業動物の飼養保管基準」との整合性をとるべき

他省で別途検討されている「統一ガイドライン」の動向を踏まえ、重複をできるだけ避け、適正な飼養保管に重要な配慮事項に絞るべき

飼養保管の方法、施設の構造については、科学的合理性等にも考慮して定めるべき

実験終了後の措置以外についても安楽死の措置が必要な場合があるので、規定の整備をすべき

実験動物として生産された動物以外の野生動物や産業動物等を実験に使用する場合（転用）の順化等の使用上の配慮を追加すべき

猿などの野生生物、捕獲されたり自治体に引き取られた犬や猫の使用を禁止すべき

実態把握のため、動物実験施設の自治体への届出（登録）を義務づけ、自治体職員又はそれに準ずる第三者による立入調査を行うべき

実験動物の繁殖・販売業者を動物取扱業者とすべき

当該基準の遵守状況等を把握できる仕組みをつくるべき

第1 一般原則

実験動物の意義や必要性を明記すべき

犬、ねこ、霊長目に属する動物種を実験等に飼養する場合の配慮として「順化」を明記すべき

普及啓発において、各機関及びそれらの業を所管する行政機関は関係団体と連携して、本基準が達成できるよう必要な体制の整備に努めることを明記すべき

「動物が命あるものであることにかんがみ」「飼養保管の環境に配慮しつつ」ならびに「愛情と責任を持って」等の文言を追加すべき

実験動物委員会については必要であるが、小規模生産者が多数存在していることに鑑み、同等の機能を果たす役割の組織又は形態も認め、また、委員会機能を外部機関に求めることも可とすべき

各動物実験施設（機関）内に実験計画等を審査し、動物福祉について評価する動物実験倫理委員会の設置を義務づけるべき

動物実験倫理委員会の委員として、研究者以外に獣医師及び動物福祉関係者を加えるべき

第2 定義

機関の長の定義と責任範囲を明文化すべき

第3 共通基準

施設の広さと空間の確保について、実験動物は非生涯飼育動物であり、正常な成長や生理機能に影響を及ぼさない範囲を逸脱しなければ良いとすべき

動物の逸走を防止する構造あるいは設備を有すること、衛生設備（洗浄・消毒設備）を有することなど衛生的かつ安全な構造を明記すべき

施設の規模・構造の具体的な数値基準は、合目的な飼養保管施設・構造とすべきで、各施設の委員会の審査と管理者の判断（各施設の自主性）に委ねるべき

飼養保管施設は閉鎖環境が多く、「通風」という文言は馴染まないので修正すべき

各機関における実験動物の適正管理に関する指導的な立場である実験動物管理者に対する教育は、機関内で行うより、行政又は学会等が行う教育・訓練制度が必要とすべき

機関が教育・訓練を実施する対象は、実験実施者及び飼育者とすべき

実験実施者は、実験に先立ち関係法令や基準、実験動物の健康、動物の福祉、生命尊重等を十分理解することとすべき

有毒動物の飼養保管については、「特定動物の基準」で規定すべきであり、重複規制とならないよう、配慮すべき

緊急時対策における行政機関との連携は、「人に危害を加えるおそれのある動物」を飼養保管する施設に限定すべき

飼育ケージ単位で管理する動物種もあることから、個体識別措置については、特定動物や特定外来生物に限定すべき

実験計画書などの自治体への報告を義務づけるべき

逸走等による危害発生等の問題を避けるため、可能な限り、実験動物の個体識別管理をすべき

マウスやラットでは輸送時間の短縮が必要であり、休憩時間の確保はむしろ逆効果である

実験動物の輸送に関しては、動物種、ロケーション、輸送手段等が多様なため、画一的な、また詳細な内容にまで言及すべきでない

輸送中の「湿度管理」は不要であることから、削除すべき

実験等終了時に安楽死の規定があることから、施設廃止時の取扱いを明記する必要はない

施設廃止時の取扱いにおいて、殺処分の実施を獣医師に限定すべきでない

第4 個別基準

頸椎脱臼は国際ガイドラインでは条件付き容認であることを明記すべき

疾患モデル動物における生産では、齢に関係なく体外受精・胚移植等を行うため、幼齢・老齢動物の使用制限は不要ではないか

以上